平成30年度第2回土浦市総合教育会議会議録

- 1. 日 時 平成31年2月25日(火)午後4時より
- 2. 場 所 ウララ2 教育委員会 会議室1
- 市 長 3. 構成員 中 川 清 教 育 長 井 坂 隆 委 松延芳子 員 委 員 今 野 登喜子 員 鈴木敏之 委
- 4. 構成員以外の出席者

副 市 長 五 頭 英 明 公 室 長 船 沢 一 郎 教 育 部 長 服 部 正 彦 政策企画課長 山 口 正 道 こども福祉課長 藤 井 徹 政策企画課政策員 渡 邊 隆 明 参 事 菊 地 正 和 教育総務課長 平 井 康 裕 学 務 課 長 元 川 宏 文化生涯学習課 佐 賀 憲 一指 導 課 長 鶴田由紀子 教育総務課係長 塚本富美代

- 5. 次第
 - (1) 開 会
 - (2) 市長挨拶
 - (3) 報告事項

上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的統合計画について

- (4) 協議事項 就学前教育について
- 6. 閉 会
- 7. 傍聴人 なし
- 8. 議事内容

教育総務課 定刻になりましたので、ただいまより平成30年度第2回土浦市総合教育会議を始め させていただきます。

私は事務局を務めさせていただいております教育総務課の平井と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の会議の次第でございます。裏面が名簿となってございます。また、名簿の12番目に保健福祉部こど

も福祉課長の藤井課長がオブザーバーとして出席いただいております。

こども福祉課

こども福祉課の藤井でございます。よろしくお願いいたします。

教育総務課

続きまして、クリップ止め資料、上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的統合計画について、そして最後でございますが、4ページございます就学前教育の資料ということでご用意してございます。不足等はございませんでしょうか。なお、本日の会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、原則公開と規定されておりますことから、公開で行いたいと存じますので、よろしくお願いします。

初めに、本会議を主催いたします中川市長よりご挨拶をお願いいたします。

市 長

改めまして、こんにちは。めっきり春らしくなってまいりまして、今日辺りはもう梅から桜へというような感じであります。先ほど、観光協会から桜まつりの会長として決裁をということで来たんですけれども、今年の予報だと、3月16、17日には九州のほうで開花するという予想だということで、葉桜にならないのかなどと言いながら、葉桜まつりではないですけれども、やはり桜というのは、季節、季節で、特に入学式には桜があると日本の入学式という感じがするわけですけれども、その季節、季節というのは大事だなということを考えながら、決裁をしたところであります。

先生方には大変お忙しい中、第2回の土浦市総合教育会議にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。日ごろより本市の教育行政に多大なるご尽力をいただき、この場をお借りして厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。さて、本日の会議ですけれども、初めに、上大津西小学校そして菅谷小学校の暫定的統合計画についてということでご報告をいたします。昨年11月に、土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会から市教育委員会に提出されました中間提言書をもとに、市教育委員会におきまして暫定的統合計画を策定いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

続きまして、前回の会議でご協議を頂戴いたしました就学前教育について、本日、改めてご協議をいただきたいというふうに思います。第2次土浦市教育大綱の基本理念でございます「心豊かな教育・文化・スポーツのまちづくり」の実現を図る上で、重点施策の一つに掲げております幼児期の教育の推進について、本市の目指す就学前教育の取り組み・方針等に関しまして、ご協議をいただきたいというふうに思います。

本日、限られた時間ではありますけれども、委員の皆様方の忌憚のないご意見を お願い申し上げまして、甚だ簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞ よろしくお願い申し上げます。

教育総務課

ありがとうございました。それでは早速でございますが、協議に入らせていただきます。協議に当たりましては、土浦市総合教育会議運営要綱の規定によりまして、中川市長に会議の議長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

市 長

ただいま司会のほうからお話がありましたように、私、暫時議長を務めさせていただきます。どうぞ円滑な議事進行にご協力をいただきたいと思います。

では、早速お手元の資料に基づきまして進めさせていただきます。上大津西小学校

と菅谷小学校の暫定的統合計画について、これを学務課より説明を願います。

学 務 課

資料のほう、先ほどもご案内がありましたけれども、3点ございます。まず、A4版の1枚、「上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的統合計画について」が1部、その計画書、冊子になってございます35ページになっているものが1冊、A4版ホチキス止め3枚になっております答申の写しでございます。

本件につきましては、市長を始め、本日お集まりの皆様には、昨年11月6日の第1回土浦市総合教育会議におきまして、同日に土浦市上大津地区小学校適正配置検討委員会から提出されました上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的統合に関する中間提言書の内容についてご報告させていただきました。また、この中間提言に基づきまして、教育委員会で作成いたしました上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的統合計画(案)についても適宜ご説明させていただいたところでございます。

今般、土浦市学区審議会より、本日お配りさせていただいた当該計画の作成に伴う 菅谷小学校の通学区域変更について、別添資料のとおり答申をいただき、2月の教 育委員会定例会での議決を経て、本計画が策定となりましたので、ご報告させてい ただくものでございます。

計画の内容につきましては、上大津西小学校の複式学級等の問題の早期解消のため、 来年、2020年4月に上大津西小学校を菅谷小学校に暫定的に統合するというもので ございまして、添付資料の計画の冊子の内容につきましても、これまでに何度かご 説明させていただいておりますことから、詳細につきましては、後ほどご覧いただ きますようお願いいたします。

今後、こちらの計画に基づきまして、土浦市立学校の設置及び管理に関する条例の 一部改正等の手続を行い、上大津西小学校と菅谷小学校の円滑な統合に向けた各種 の準備を進めてまいりたいと存じます。

なお、上大津地区全体の適正配置につきましても、検討委員会において、本年6月 ごろを目途といたします最終提言に向けて、引き続き具体的な方策についての協議、 検討を進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

市長

ただいま、上大津西小学校と菅谷小学校の暫定的統合計画ということについて、事務局より説明をさせていただきました。何かこの点につきまして、ご質問、ご意見 ございましたら頂戴したいと思いますが、どうでしょうか。 鈴木委員。

鈴木委員

暫定的統合計画に関しましては、これまで何回も協議を重ねられて、PTAとか地域住民の皆さんに丁寧な説明を行った上で今回の統合計画が決まったようですので、上大津西小学校地区は手野町がほとんどで、人口が増える見込みが将来的にもありませんので、子どもたちは同じ1学年数人という構成でずっと行くということはよくない環境ですので、やはりその計画を実行していただくことが望ましいかと思います。

市 長 ありがとうございました。そのほかはどうでしょうか。 松延委員。

松 延 委 員 質問です。31 年の6月ごろまでに全体の適正配置について方向性の決定をするということですけれども、現時点で三つの案があるというようなことですが、大体そ

の絞られた方向性は見えてきている状況なのでしょうか。それと、以前にもしかしたら提示されているかもしれませんが、6月までに何回委員会を開催されるのかということをお聞きしたいと思います。

学 務 課

ただいまのご質問にお答えします。現在、何度かご案内を差し上げているとおり、 三つの案が出てございます。今回、菅谷小学校と上大津西小学校を暫定的に統合 した後、その学校と今度は上大津東小学校、3小学校を統合ということで、その 統合先の協議・検討を委員の方々にしていただいているところでございまして、 一つ目の案といたしましては、上大津東小学校に3校を統合する案、もう一つと いたしましては、土浦第五中学校付近ということで、こちらの想定では500メートルぐらいの圏内を想定しているんですけれども、そちらに統合した学校を設置 する案、もう一つといたしましては、土浦第五中学校に隣接して整備いたしまして、第五中学校の施設、グラウンド、体育館等を共用する案ということで、今の ところ、3案が出ている状態でございます。

今後につきましては、こちらの学校をそこに持っていった場合、例えば用地の問題ですとか校舎のレイアウトですとか、そういった部分、実現可能かどいうかということで、細かい部分まで検証しながら、6月の最終提言までには方策を決定ということで進めているところでございまして、検討委員会のほうは、31 年度はあと2回開催を予定しているところでございます。

方策については、こちらのお配りした計画書のほうにもあるんですけれども、前回の検討委員会で、ここから先、3案を一つに絞り込むというのはそれぞれ様々な観点から検証してみないとなかなか難しい部分があるということで、今後、細かな部分を含めての協議・検討ということで予定してございます。ありがとうございます。

市 長

はい、わかりました。本来なら、上大津西、東、菅谷と一括してできればよかったんですけれども、なかなか難しい点があるということで、とりあえずは上大津西の子ども達のことを考えると、まず、菅谷小と一緒になっていくということが先なんだろうということでまずはやって、その後、東ですけれども、場所はどこにするのか、今検討しているという報告ですね。まだ決定はしておりませんけれども、いろいろな角度から検討しているという状況でございます。その前の西小学校と菅谷小学校の暫定的な統合ということで今お諮りはしております。どうでしょうか。今野委員。

今野委員

私も聞き漏らしているのかもしれないんですけれども、スクールバスは当然運行する必要があるかなと思いますけれども、それはまだこれからの計画でしょうか。あと、それによってどうなるかですけれども、放課後の活動というのが当然制限されてくるのかな。そうした面からも、これからの細かい計画を立てていく上で必要が出てくるのかななんて思いました。

市長ただいまのスクールバスの件。

学務課

スクールバスにつきましては、現在、市内新治学園義務教育学校、宍塚小学校との 統合の関係で土浦小学校、あと、路線バスが廃止になっている関係で都和小学校の 3校で運用しておりまして、そのために基本方針を策定しております。その中で、 学校から直線距離で2キロ以上を対象としてスクールバスを利用できるということで、その規定に基づきまして運用しておりますので、上大津西小学校のお子さんについても、その基本方針に基づいてスクールバスの運行を予定しております。具体的な停留所ですとかルートとかというのは、これから準備協議会を立ち上げて協議の中で決定してまいりたいということで考えてございます。

市 長 今野委員さん、よろしいでしょうか。

今野委員 はい。

市 長 そのほかどうでしょうか。ご意見もなさそうですので、統合計画につきましては、 このような形でさせていただきたいと。今、スクールバス等については今後また検 討をしていくということでございます。ありがとうございました。

> それでは、続きまして、協議事項に入りたいと思います。就学前教育についてお 諮りします。教育総務課より説明を願います。

教育総務課 4番の協議事項、就学前教育についてご説明させていただきます。

11月6日開催の第1回総合教育会議の協議事項としまして、就学前教育につきまして協議を行ってございまして、引き続きご協議をお願いする部分でございます。初めに、大きな1番目、現状と課題でございます。こちらは第1回目の会議の就学前教育に係る国の動きについての説明と重複するところでございます。(1)の就学前教育に係る国の動きにつきましては、幼児教育は古来の格言におきまして「三つ子の魂百まで」と言われ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもので、幼児期から児童期は育ちと学びの基礎力を養う大切な時期として就学前教育の重要性が高まっていること、特に幼児教育施設の出身先の違いによりまして、小学校入学時の学力や集団生活力の格差も一因とされます小1プロブレムの課題を踏まえまして、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携を強化し、学びと育ちの連続性を確保する必要性が高まっているという状況にございます。

前回の会議におきましても、こちらの部分は説明させていただきましたとおり、 国におきましても、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認 定こども園教育・保育要領」の改訂が行われているところでございます。中段の 枠内に主な改訂内容を示してございます。

さらにその下段でございますが、保育所、認定こども園では、以下の2点が加えられている旨、説明をさせていただきました。

参考までに、資料4ページに改訂内容の概要を添付させていただきました。資料の上段でございます。新たに加わった3法令共通の内容の中の大きな2番目下線で示したところでございます。幼児期までに育ってほしい姿が明記されたこと、それぞれの改訂のポイントの下段の表中でございますが、保育所保育指針、右側の枠内の上から三つ目の丸の下線部分でございます。幼児教育の積極的な位置づけが明記されたこと、そして資料の一番下の枠内でございます。幼児教育の推進体制構築事業の1、事業の趣旨の部分でございますが、上から2行目の下線部分、幼児教育施設の教職員に対する研修体制について明記されるなどの改訂が行われているところでございます。

再度、資料1ページにお戻り願います。

- 5 -

次に、(2)でございます。平成30年3月に策定されました茨城県就学前教育・家庭教育推進アクションプランに掲げられております四つの施策を示してございます。

次に、2番目の本市における就学前教育の対応についてでございます。 (1) の 第8次土浦市総合計画におけます位置づけでございますが。平成 30 年2月に策定され、これからの本市の 10 年間におけるまちづくりの方針を示しました本市における最上位計画であります第8次総合計画での就学前教育の位置づけを示したものでございます。

施策の六つの柱としまして、三つの部門計画がございますが、部門別計画の2番目に「心豊かな教育・文化・スポーツのまちづくり」が位置づけられ、事業を推進するために施策の1番目に幼児期の教育の推進を掲げているところでございます。

資料2ページをお願いいたします。

次に、(2)の本市の目指す就学前教育の推進体制(案)についてでございます。幼児期から児童期は、育ちと学びの基礎力を養う大切な時期でありまして、連続性・一貫性のある教育を行う必要がありますことから、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る上で、新たに就学前教育担当者としまして、主任就学前教育推進員1名、就学前教育推進員1名の計2名を非常勤の嘱託職員としまして配置したいと考えてございます。なお、2名におけます教育委員会における位置づけとしましては、資料3ページ、資料1の組織図の下段に括弧書きで示した位置づけとしたいと考えてございます。主任就学前教育推進員、就学前教育推進員でございます。こちらは土浦市教育委員会事務局組織規則の改正が伴うものでございます。

資料2ページのほうにお戻り願います。

3番目の本市の目指す就学前教育の取り組み方針(案)についてでございます。 第2次土浦市教育大綱の基本理念「心豊かな教育・文化・スポーツのまちづく り」の実現に向けまして、その基本方針に基づいて就学前教育のさらなる充実を 図るために、大きく三つの施策につきまして取り組んでいきたいと考えてござい ます。

1点目が幼稚園・保育園・認定こども園、小学校と家庭や地域・関係機関が連携 して、就学前教育と家庭教育に取り組むことを目指しました保幼小連携協議会の 設置でございます。

2点目でございます。幼児期(5歳児まで)に育ってほしい子どもの姿の提案としまして、以下、3点について重点的に取り組んでいきたいと考えてございます。一つ目が聞く力・学ぶ力、二つ目が生活する力、三つ目がかかわる力でございます。この重点項目の3点につきましては、資料4ページをお願いしたいと思います。上段の枠の中の大きな2番、国が示している幼児期の終わりまでに育ってほしい姿としまして、①から⑩までの10項目、そして資料の中ほどに茨城県の就学前教育・家庭教育推進ビジョンにおきまして、幼児期に育ってほしい姿の7項目を示してございますが、国と県の幼児期に育ってほしい姿の関連性を担保しつつ、

本市の育ってほしい三つの提案を示したものでございます。

再度、資料2ページにお戻り願います。

3点目でございます。(3)幼児期と児童期におけます育ちと学びの接続に向けた保幼小接続カリキュラムの作成でございます。下段のフロー図に記載のとおり、幼児期に遊びや生活をとおして小学校以降の学習に必要となる資質・能力につなげていくアプローチカリキュラム、そして、小学校教育としまして、遊びの要素と教科学習の要素の両方を組み合わせたスタートカリキュラム、さらには双方の学びをつなげるための接続カリキュラムを活用しまして、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図っていきたいと考えてございます。

市 長

ただいま教育総務課より就学前教育についてということで説明をさせていただきました。31 年度からの取り組みというものを進めていく本市の方向性というものを今説明したところでございます。この点につきまして、何がご意見、ご質問等ございましたら頂戴したいと思いますが、どうぞよろしくお願いしたいと思います。いかがでしょうか。ご遠慮なくお願いいたします。

松延委員どうぞ。

松延委員

これは文化生涯学習課ではなく、別で進めていくということなんですか。推進委員会というのを文化生涯学習課の中に置くのではなく、別な枠で進めていくという理解でよろしいんでしょうか。

市 長

今の質問どうですか。

教育総務課

こちらは組織図にも記載しておりますとおり、文化生涯学習課につきましては、労務管理と庶務の担当でございまして、就学前教育の推進員2名につきましては、部長の下に配置したいと考えてございます。あくまでも事務処理の部分につきましては、文化生涯学習課の関連もございます。教育指導主事が1名おりますので、家庭教育の推進という部分も含めまして、事務的な部分については文化生涯学習課で行っていただくということでございます。

市長よろしいでしょうか。

松延委員わかりました。

市 長 そのほかどうでしょうか。今野委員。

今野委員

保幼小の接続カリキュラムは、それぞれの立場でアプローチあるいはスタートカリキュラム、これは、今はもう完全にでき上がっているんですか。それとも31年度からスタートということになると、どの程度でき上がっているのかなと。

教育総務課

まず、アプローチカリキュラムにつきましては、これからの取り組みでございます。 保幼小連携協議会の中で、公立私立を含めました先生方と一緒に、小1までに育っ てほしい姿、三つの視点がございますが、こういったものを踏まえまして、改めて カリキュラムをつくっていくという部分でございます。

スタートカリキュラムにつきましては、各学校で教科学習的な部分のつくり出しというところですが、各学校では、既に作成されている学校もあると聞いてございますが、まとまって一つのカリキュラムとしての部分がまだというところでございまして、ここを連続性あるカリキュラムとして接続していく部分、をこれから各学校、小学校のカリキュラムとして新たにつくり込んでいくというところで

ございます。

市 長 今野委員さん、よろしいですか。

今野委員 活用はまだできないわけで、これからつくっていくということですね。

市長ありがとうございます。そのほかどうでしょうか。

鈴木委員。

鈴木 委員 これまでの幼稚園、保育所、認定こども園というそれぞれの役割というか、私も不 勉強であれですけれども、幼稚園だと教育の時間、保育所とか認定こども園ですと、 教育というよりは生活の一部としていく。このプランですと、そういう施設に関係

教育というよりは生品の一部としていく。このノフンですと、そういう地談に なく、同じようなプランでどこのところでもやっていくということですか。

教育総務課 学校施設との接続という部分では、小1に上がるまでの育ってほしい姿というもの

を明確に位置づけしまして、そこに進んでいくというところでございますので、カリキュラムとしては同様のものを考えてございます。また、家庭教育の推進というところもございますので、いかに地域の方が文化的な部分でお子さんを指導までは行かないですけれども、文化的な部分で導いていくとか、そういったところも含めまして、5歳児までに育ってほしい姿として、統一的な三つの視点、先ほどお示ししました、聞く力・学ぶ力を養う、生活する力を養う、かかわる力を養っていくという、三つの項目のカリキュラムに、全体的に取り組んでいきたい

と考えてございます。

市長よろしいでしょうか。

松延委員。

松 延 委 員 保幼小連携協議会の委員構成というのは決まっているんでしょうか。幼稚園、保育

所、認定こども園、それに加えて小学校も加わるということなんですね。

教育総務課 保幼小連携協議会、これからの組織でございます。私立幼稚園、それと保健福祉部

のこども福祉課で担当しています保育所、認定こども園等も、そういう組織も加わった形での組織を目指してございます。第1回目の総合教育会議の中でも、この保幼小連携協議会の設置というところでフロー図でも示させていただきましたけれども、各公立保育所、私立保育園、公立幼稚園、私立幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設等のこちらの施設を対象としまして、代表者等を選出していただいて、組織をしていきたいと考えてございます。これからはそ

ういったところの情報収集、新たに2人の方を非常勤特別職として雇用しますので、市の関係部署とも連携しながら、まず、組織体制をどうしていくのかにつき

ましてこれから協議していきたいと考えてございます。

市 長 具体的には決まってないということですね。これからいつごろまでに。

教育総務課 こちら、32年度までに保幼小連携協議会を設置するということで県のビジョンで示されてございますので、31年度は情報収集を行って、まずは庁内の連携を図ってい

く組織を立ち上げていかないと、教育委員会と保健福祉部の中でも担当部署が分かれておりますので、まずは庁内の連携会議という部分も必要かなと考えているとこ

ろでございます。

市 長 縦割りの悪いところをなくしていくように、いろいろこれからしていくということ

で、まだ具体的には決まってないということで。

教育長

幾つかあるんですけれども、一番のポイントは1ページ四角のカッコの上2行目、 平成30年4月1日から施行された。要するに、これまで幼稚園は教育機関だった。 保育園は働くお母さんたちの為にあり、厚生労働省が管轄している。幼稚園は働い ていないお母さんたちの子どもを預かっていて、文部科学省が所管していた。それ とは別に、認定こども園というのができて、それを文科省が所管するのか、厚生労 働省が所管するのか、大分もめたんだけれども、内閣府が所管するということにな った。

そういう中で、1つ自分として吹っ切れないところがあるんですが、平成30年4月1日に、保育所・保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育保育要領が改訂されて、3つの機関も幼稚園と同じように教育機関と位置付けられましたが、もし、そうだとすると、日本の小学校教育は確か、明治5年に方向性が定まって、その後、実際に動き出すまでにかなり長い期間かかり、今の義務教育のスタイルができてきた。平成30年4月1日、1年前に決まったから、すぐに現場で動けというのは無理な話で、タイムラグがある。4月に決まったんだから動けるはずだという発想でやると、トラブルが起こるんじゃないか。

その理由の一つとして、保育所の先生方、認定こども園の先生方は、教育という 観点は恐らくなかったというか、幼稚園の先生にはあった、資格についても、幼 稚園の先生は教育学的な素養があり。極端なことを言えば、田舎に行けば行くほ ど、保育園はただ預かってくれていればいい。教育はしないで、御飯を食べて夕 方まで預かっていてくれればいいという考えがあるので、そういうスタイルで、 長い間機能していた。そこに教育という概念を導入したことはかなり難しい事で あり、それと同時に、それを行う先生方をどういうふうに確保していくのか、指 導員の質をどう担保するのかということが大きな問題になってくるような気がし ます。

確認ですけれども、3つの施設とも教育施設に変わったというのは誰がどこで言っているのかというところが見えてこないところがあるんですけれども、国が公表したからということでいいんですか。

教育総務課

資料4ページにございます、平成30年度から、幼児教育の新要領・指針が全面実施されましたというところで、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改訂されましたということでございます。また、その以下の段については、参考例、共通の内容の部分が示されてございますので、それぞれの改訂内容は示されてございます。

教育部長

それと、4ページの一番下のほうで、先ほど教育長からお話があったように、今この三つの幼児施設というんですか、幼稚園、保育所、認定こども園がそれぞれ所管省庁が異なるというところでございました。ただ、一番下のこの幼児教育推進体制構築事業というのは、この全ての所管する省庁で同じ事業名でこの事業を構築しました。

その中で、2行目、事業の趣旨のところにあります、「しかし」からですけれど も、幼稚園・保育所・認定こども園等の幼児教育施設という表現が今回初めて位 置づけられました。これまでは、幼児教育施設というと幼稚園だけだったんです が、今般、先ほど申し上げました各指針や要領を改訂して、幼児期の終わりまで に育ってほしい姿という共通認識を持ったことも含めて、これらの施設を幼児教 育施設というような名称で一元化しております。明確な法律上の定義はまだです が。

教育長

そうすると、幼稚園は発達段階から考えて4時間が限度である。だから幼稚園は基本的に4時間でいいんです。9時から2時までお昼休みを挟んで。そうすると保育所は保育時間が幼稚園と比べて、長いですよね。これを全て教育の時間だとすると、これまでの幼児の発達段階に応じた配慮というのは、今回の4月1日から幼児教育施設にしましたよという一言でクリアされてしまったのですから。現場で混乱は起きてないんですか。

市 長

ただいまの疑問にたいして、何かございますか。

こども福祉課

私のほうで確認しておりますのは、資料4ページの上の表にそれぞれ参考例の改訂のポイントがございますが、この3つの要領指針の内容がそれぞれ整合性が図られたということでお話を聞いております。実際、私のほうでこの話を聞いているのは公立保育所の所長だけですけれども、保育所保育指針が昨年4月に改訂されまして、それぞれ幼稚園の要領に近づいたというところまでは話を聞いておりますが、実際に保育内容がどう変わったとか、そこまでは私のほうでは確認していないというところです。

教育長

恐らくそうです。制度を設計したけれども、その制度をどういうふうに運用していくかについては、かなり高いハードルがあります。道は平らかではない。ここに書いてあるように、今は全部教育施設だと言ったって、現場ではこれまで通りのことが行われている可能性もある。新しいことを模索している段階というふうに理解してよろしいんでしょうか。保健福祉部の方からは聞いたけれども、実際にやるのは保育所の先生方ですから。

あともう一つ、例えば専門学校が保育園とか幼稚園施設を持っているときに、そこの卒業生が、その専門学校を出れば保育士などの資格が取れて就職できますよということで入学したときに、これからのことはあんまり言うべきじゃないでしょうけれども、今の高校から専門学校へ進学する教育システムから言うと、大学、短大のほうは試験があるとしても、専門学校は試験がなくほとんどフリーパスというか書類を出せば入れるという現状がある。そういう生徒が、2年なり、3年なり、専門学校で勉強し、そこで資格が得られる。そういう人が新任として保育園などに配属されたとき、例えば指導計画が書けないとか、あるいは時間管理ができないとか、保育士としての基本的なことが出来ていないということが現実として起きていると聞いている。そういう新任保育士を誰がフォローしているのかは、これまで保育所とか幼稚園で経験のある非常勤の先生方だと。新任のスタッフはあんまり期待できない。このことについて、今野委員のほうにはそういう情報はありますか。

今野委員

現実的にそれはそのとおりだと私は感じています。これから先のことはわかりませんけれども、それは現状です。

教育長ということは、土浦市としてもそういう個別の保育所とか園の運営形態というか、

そこのチェックもする。子ども達の教育環境を考えるのであれば、そういう仕事をすることも考えなければならない。ただ、私立ですから私学の独自性がある。どこまで私立の経営の中に入り込めるか。極端なことを言うと、経理・財政的なところ。 具体的に補助金の使い方はどうなっているのかというところまで入り込む必要があると思います。

市 長 今ご意見をいただきました。質問ではないんですけれども、そういう立ち差がある ということですが、どうですか。何かありますか。

こども福祉課 実際、教育長のご指摘のとおりかと思いますので、それをこれから就学前教育のほうで統一性を持った接続カリキュラムをつくっていただけるといいかなと思います。

市 長 大事なんだけれども。とにかく進めると取りこぼしが多くて、また後になって修正 となると大変ですからね。

教 育 長 でも、やらないわけにはいかないと思います。

市長そうなんですよね。だから大変だなと。

松 延 委 員 先ほど、教育長がおっしゃった、保育園は確かに朝 7 時半から 6 時とか 6 時半までとか長い時間預かって保育はしています。ずっと保育だけなのかといったら、そうではなく既にそこには、教育の部分があるというふうに私は思っています。親が子どもと 1 日一緒にいたって、保育しつつ、そこには教育があるんじゃないかなというふうに考えていて、全面的に保育から教育にというところでうまく運用できるかということについては、改めてではなく、当然保育の分野にも教育が今までもあったというふうに私は捉えているので、もっとその教育の部分を多くしていくということだったり、そこに意識を持って子どもを育てていくというようなことなのかなというふうに理解しているところです。

ただ、市立の保育園とかはそういう教育の部分を意識した保育がされていると思うんですが、地域型事業でされている託児所的な所は、本当に預かって保護していればいいという認識である園は多いということはあるかと思うんです。だからそこも全部ひっくるめてこれからやっていくというのは、本当に難しいことだなと思います。保健福祉部で現在進行中の子育て会議だったり、教育委員会で行われている幼稚園だけの私立と公立の引き継ぎの部分もあって設置された幼稚園協議会だったり、それぞれの部署で行われている組織を横につなげてやっていくことも大事なのかなというふうに感じています。

市 長 難しいですね。就学前教育推進委員の仕事は大変ですね。

鈴木委員 4ページの下のほうにある各施設等を巡回し、助言等を行う「幼児教育アドバイザー」というのが教育推進の方とイコールと考えていいのですか。

市 長 ただいまの質問、幼児教育アドバイザーは推進員がやられる。

鈴木委員 幼児教育アドバイザーの役割は何なのでしょうか。

教 育 部 長 基本的に、今回の就学前教育推進員のほうは基盤づくりを中心にやっていただきますので、その基盤ができた後で、また、このアドバイザーという話になってくると 思います。イコールではないと考えます。

市長よろしいですか。

鈴木委員はい。

教 育 長 各学校にアドバイザーはいるんですよね。

指 導 課 県の事業でこういった方が設けられておりますので、県の事業としては現在もござ います。

市 長 現在、もういらっしゃる。

指導課 はい、いらっしゃいます。

市長っさっきの部長のあれだと。

教 育 部 長 これは市町村独自の部分、あるいは県のアドバイザーを活用するというレベルでは 今後考えていく必要があるとは思いますが、今回の就学前教育推進員の方はもっと 大きな仕事をしていただく役割だと。単なるアドバイザーではなくて。

市 長 鈴木委員、よろしいですか。

鈴木委員 なんとなくわかりました。県としては、そういう幼児教育アドバイザーの方が既にいるけれども、実際に土浦市にその方がかかわっている状態ではないんですよね。これから推進員の方2名の方に基本的な基礎づくりをしていただいて、それでまた32年度以降、そういう土浦市独自のアドバイザーという方々が採用されるかもしれない、なんとなくわかりました。

教 育 長 採用されるというよりも、先生がいて、例えば土浦小学校教諭の中の誰かがアドバ イザーの仕事に就く、採用するんじゃなくて兼務するんですよね。

鈴木委員 どちらかというと小学校の先生が。

教 育 長 小学校にしろ、幼稚園にしろ、それぞれの施設の先生がいて、その先生の中の誰か が兼務するという形が現状だと思います。

市 長 よろしいですか、鈴木先生。そのほかどうでしょうか。やっぱり疑問点がたくさん あると思うので、どうぞご遠慮なく。

教 育 長 それで、資料2ページの3番、(1)に、本市としては2020年4月のスタートを 目指して保幼小連携協議会を立ち上げるというのが2019年、今年の4月からの推 進員の方の仕事というふうに理解してよろしいわけですか。

市 長 ただいまの件、2019 年 4 月 1 日から、そして実行は 2020 年 4 月を目途にやるんで すか。

教 育 長 2020年4月にやりなさいという県の方針があります。

市 長 そのために 2019 年 4 月からスタートということですか。どうなんですか。

教育総務課 まず、教育長のおっしゃるとおり、保幼小連携協議会を組織するための準備段階、これが 2019 年、2020 年には会議そのものの組織をしていくというところでございます。ですから、まずは 2 名の方が 4 月に来て、すぐにそういった組織づくりという部分ではなく、まず、情報収集、連携、そして、市役所の中の連携も含めて取り組んでいただくというところでございますので、2020 年をめどに協議会を設置していくというところでございまして、2019 年は、まずは情報収集、内部の組織づくりというところかと思われます。

市 長 2020年4月1日がスタート。

教 育 長 スタートする予定、目標ということでいいんですか。

市 長 それまでにつくっていくということではなくて、19年は情報収集だけということ

ですか。

教育総務課 組織づくりに向けた部分の内部組織と、後半にそういった組織づくりができればと

いうところだと思います。

市 長 後半に組織づくりということで、大変ですね。4月から忙しいですよね。情報を収 集して、来年の4月になって大枠でまとまった内容でやれれば、ということ。その

ほかどうでしょうか。

今 野 委 員 そうすると、保幼小連携協議会を設置するに当たっては、そのメンバーの候補として、当然、各園からの代表であるとか、小学校はもちろんですけれども、幼稚園からも保育所からもメンバーに出てこなければ、適正な組織というのはできないと思うんですね。県から来られるような人が各幼稚園やそれを回ってみたところで、協議会としての組織にはならないので、各幼稚園からも内部者が出なければ、絶対これは無理だと思うんですよね。実情がわからないわけだし、浸透もしていかないし、

そこら辺がすごく曖昧です。協議会というのは一体どういう人が選ばれて、どうい うことをどんな方法で協議していくのか、その辺のことがとても曖昧でわからない

んですけれども。

市 長 ただいまのご質問、どうでしょうか。

教 育 部 長 保幼小連携協議会の設置については、県のほうで各市町村にアプローチをしている わけですが、いろいろなモデルがあって、市町村にいわばお任せの状態もあります。

ただ、先ほど出ていましたように、市の教育委員会では、将来的に公立幼稚園廃園を目指しまして、私立幼稚園の園長先生や認定こども園の園長先生、市立幼稚園長に加わっていただいて協議会を設置しています。それが一つのモデルになると思いますので、これを来年度、どういう組織までメンバー構成でやっていくかを1年間よく練っていただいた上で、再来年度に協議会を設置するという方向で考えています。二重構造にするのか、全員を集めてやるのかは、来年度よく検討する話になっ

てくると思っております。

今 野 委 員 特別支援教育についての共通理解を図るためというのが当初の一番の問題、課題だったと思うんです。今現在ある協議会では。とすると、それだけではなく、本当に教育としての全体計画にかかわる協議、共通理解を図るための協議会ということに

なっていくわけですね。

教 育 長 今野委員のご意見というのは、要するに、制度設計をした、その制度を動かしてい くには、その制度の対象になるどの施設からも委員が出るべきだと思う。そうする

と無認可の施設の場合はどうなりますか。ありますよね。

こども福祉課はい、あります。

教 育 長 無認可施設の所管はどこですか。

こども福祉課こども福祉課です。

教 育 長 無認可保育園からも委員に出てもらわなければ、今回の趣旨は徹底しないですよね。 今野委員 ですから、どこまでの、保育園と一言で言ってしまいますけれども、保育所とかと

いう名前がついていない施設、そうゆう預かり施設がたくさん増えているので、その辺の把握もやった上でしなければ、全ての幼児の教育というふうにならないだろうと思うんです。ですから、まだまだ現状把握ということができているのかどうか

というところが、私自身も知りませんけれども、把握する必要があるんじゃないかと。でないと片手落ちになっちゃうと思います。とても時間がかかるし、難しいだろうと思うんだけれども、本当に来年 2020 年度にスタートできるのかどうか、とても不安です。

- 市 長 そのほかどうでしょうか。今日は結論を出す協議事項ということで提案をさせていただいておりますので、ご意見を頂戴して今後生かしたいというふうに思いますので、答えられるものは今答えて、あとは答えられないものは生かしていくという方向ですが、どうでしょうか。なかなか難しいですね。全てとなると。
- 教 育 長 土浦市の場合、市立幼稚園は廃園して、民間に任せることになった。保育所のほう も民間に任せる方向で動いているわけで。方向としては、幼稚園からも保育所から も市は手を引かなければならないので、民間に任せる。任せた相手のチェックをど うするか、国の方針に沿って、こういうことをやりましょうということを話し合う のが幼保小連携協議会になると思うので、運用は非常に難しいと思いますが、やら なければならない。
- 市 長 難しいというお話が大分出ていますけれども、どうでしょうか、そのほかございませんか。特別なさそうですので、ただいま 31 年度からの取り組みを進めていく土浦市における就学前教育推進事業の方向性を事務局より説明をさせていただきまして、ご意見、ご質問等を頂戴いたしました。いろいろ大変な制度だから、十分検討してやりなさいよというご意見が多かったかなというふうに思っております。ぜひ、今いただいたご意見を十分頭に入れて、今後どう取り組んでいくかを決定していただきたい。また、その前にこういう会議はどうなんですか。
- 教育総務課 1回目に引き続きまして、2回目、就学前教育についてのご協議をいただきました。 新年度になりまして、総合教育会議の場におきまして、就学前教育については引き 続きの案件としてとご協議いただきたいと考えてございます。

そういうことで、また新年度になりましたら説明をさせていただくということでご

市

長

ざいます。 では、本日は以上ということにさせていただきたいというふうに思います。平成 30 年度の第2回土浦市総合教育会議、以上をもちまして終了させていただきます。 ありがとうございました。